



税務署から軽減税率制度導入に伴うパンフレットが届いています 軽減税率制度はこんなに複雑！ 増税反対の取り組みを急ぎましょう！

税務署から各事業者へ左のような「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」が送られており、事務所への問い合わせが増えてきています。

これは政府が10月に強行しようとしている消費税の10%への引き上げに伴い、一部の飲食料品の税率を8%に据え置く軽減税率が導入されることに対応したものです。

消費税の申告がこんなに複雑になる！

2014年4月に消費税が5%から8%に引き上げられて最初の消費税申告の複雑さを覚えていませんか？

今回、仮に税率引き上げが強行された場合、売上・仕入とも9月以前と10月以後の分を別して計算する必要がありますが、本則課税の方で飲食料品の売上や仕入のある方の場合、10月以降の分は軽減税率が適用される分とそうでない分も区別しなければならず(区分経理)、添付する付表も4種類になります。申告書も1枚で収まらなくなり、第一表・第二表に分かれます。



あまりにも複雑で、中小業者にとっては納税額の負担増もさることながら、申告書作成の手間もあり、その負担は計り知れないものです。

(簡易課税制度を選択している人は、実際の課税仕入に係る消費税額の計算は必要ありませんが、課税売上高を9月以前と10月以後に分けて計算する必要があります。)

最後の最後まで諦めず増税反対を訴えよう！

このように複雑になる消費税制度ですが、10月からの消費税増税が行われなければ実施はされません。世論調査では国民の過半数が10月からの消費税増税反対です。

9月12日に「10月10%ストップネットワーク」が国会内で集会を行います。春日井民商からも9月12日の集会に多数の署名を持参して参加する予定です。増税阻止のため、署名集めにご協力をお願いします！最後まで諦めずに、増税反対の声を上げましょう。

全県事務局員交流会に参加して

8月27日(火)、労働会館にて全国事務局員交流会が開催され、県内の各民商から事務局が参加しました。

服部守延・愛商連会長のあいさつの後、学習協の吉田豊先生が「参院選後の情勢と民商運動」をテーマに講演。河村・愛商連事務局長が報告をしました。午後は、各分散会に分かれ、「組織拡大」をテーマに活発に議論をしました。

各民商とも、組織拡大には苦勞していますが、組織拡大にはやはり地道な活動を継続して実績を積み重ねていくとともに、「なんでも相談会」や「民商まつり」などで会外に広くPRをしていくことが大事だとあらためて感じました。(原)

班長研修会のご案内

と き：9月14日(土)～15日(日)昼

※9月14日(土)12時45分に事務所集合

行 先：ニューハートピア温泉ホテル長島

参加費：1,000円